

内閣府(事務)

内閣人 第一五三号

起 案

平成六年九月十八日

決定	平成六年九月十九日
上奏	平成六年九月十九日
裁可	平成六年九月十九日

施行

平成六年九月十九日	平成六年九月十九日
-----------	-----------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

五

五

麻生 国務大臣

塩崎 国務大臣

江渡 国務大臣

竹下 国務大臣

高市 国務大臣

西川 国務大臣

甘利 国務大臣

山口 国務大臣

松島 国務大臣

小渕 国務大臣

有村 国務大臣

山谷 国務大臣

岸田 国務大臣

太田 国務大臣

石破 国務大臣

下村 国務大臣

望月 国務大臣

菅 国務大臣

池上政幸

最高裁判所判事に任命する

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 安藤裕子

(以上十月二日付)

2丁											裁 判 所				
年 号	平 成	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
月	九	四	六	六	六	一	一	一	一	一	六	六	六	七	七
日															
事 項	東京地方檢察庁検事	東京高等檢察庁検事	法務省刑事局刑事課長	法務省刑事局總務課長	法務省大臣官房人事課長	松山地方檢察庁検事正	法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）	法務省大臣官房長	最高檢察庁検事	最高檢察庁公判部長	最高檢察庁刑事部長	次長検事	名古屋高等檢察庁検事長	大阪高等檢察庁検事長	辞職
庁 名															

池 上 政 幸

最高裁人任一第2687号

平成26年9月17日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(千葉家庭裁判所判事)

判 事

あん どう ひろ こ
安 藤 裕 子

(発令希望日 平成26年10月2日)

2丁										裁 判 所				年 号	月	日	事 項	庁 名
		〃			〃 六二	〃				〃 五八		〃	〃 五七	昭和五五				
		〃			四	〃				四		〃	四	四				
		七			一	〃				一		八	一	八				
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	和歌山簡易裁判所判事に補する	兼ねて和歌山家庭裁判所判事補に補する	和歌山地方裁判所判事補に補する	倉敷簡易裁判所判事に補する	岡山家庭裁判所倉敷支部勤務を命ずる	兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する	岡山地方裁判所倉敷支部勤務を命ずる	岡山地方裁判所判事補に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	大阪地方裁判所判事補に補する	大阪簡易裁判所判事に補する				最高裁判所
			〃			〃	〃				〃		〃					安藤裕子

3丁												裁 判 所					
年 号	昭 和 六 二	〃					〃			平 成 四						日	事 項
月	四	〃					四			四							
日	八	〃					一			一							
判事兼簡易裁判所判事に任命する																	
和歌山地方裁判所判事に補する																	
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する																	
和歌山簡易裁判所判事に補する																	
千葉地方裁判所判事に補する																	
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する																	
千葉簡易裁判所判事に補する																	
官崎地方裁判所判事に補する																	
部の事務を総括するものに指名する																	
兼ねて官崎家庭裁判所判事に補する																	
官崎簡易裁判所判事に補する																	
部の事務を総括するものに指名する																	
裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事																	
および兼官たる簡易裁判所判事任期終了																	
判事兼簡易裁判所判事に任命する																	
内 閣			〃	〃				〃					最高裁判所			内 閣	庁 名

安 藤 裕 子

4丁											裁 判 所				
〃 一七	〃 一六		〃	〃 一五			〃	〃 一二	〃 一一	〃 一〇				平成 九	年 号
一	一		〃	八			四	一	一	一				四	月
一	一		〃	一九			一	一	一	一				八	日
部の事務を総括するものに指名する															
部の事務を総括するものに指名する															
部の事務を総括するものに指名する															
千葉家庭裁判所判事の兼補を免ずる															
兼官を免ずる															
千葉簡易裁判所判事に補する															
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する															
千葉地方裁判所判事に補する															
部の事務を総括するものに指名する															
部の事務を総括するものに指名する															
部の事務を総括するものに指名する															
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する															
宮崎簡易裁判所判事に補する															
宮崎地方裁判所判事に補する															
〃	〃	最高裁判所		内 閣	〃			〃	〃	〃	最高裁判所				庁 名

安藤裕子

5丁		裁 判 所												
		〃						〃	〃 二一	〃	〃	〃 一九	〃 平成一八	年 号
		〃						〃	五	〃	〃	四	四 一	月
		〃						〃	二五	〃	八	七 一	一	日
に指名する		事 項												
高崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者		部の事務を総括するものに指名する												
高崎簡易裁判所に補する		東京高等裁判所に補する												
前橋家庭裁判所高崎支部長を命ずる		裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了												
前橋家庭裁判所高崎支部勤務を命ずる		判事に任命する												
兼ねて前橋家庭裁判所に補する		東京高等裁判所に補する												
前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる		簡易裁判所判事に兼ねて任命する												
前橋地方裁判所高崎支部長を命ずる		前橋地方裁判所に補する												
前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる		内 閣												
最高裁判所		最高裁判所												
〃		〃												
		内 閣												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												
		最高裁判所												
		〃												

高等裁判所長官任命資格調

(平成26年10月2日)

[illegible]